

日本学生支援機構貸与奨学金

「奨学金継続願」の提出について

日本学生支援機構奨学生は、下記入力期間内に「奨学金継続願」を提出（インターネット入力）してください。

入力を忘れた場合、奨学金の貸与は廃止されます。また、提出内容、学業成績により、奨学金の貸与が停止、廃止又は減額となることがあります。

対象者：日本学生支援機構貸与奨学生全員（ただし、下記の者を除く）

- ・2020年3月までに貸与が終了する人（2020年3月満期者含む）
- ・休止・停止中の人
- ・2019年11月以降に初回振込の採用者（2019年度秋季入学者等）
- ・緊急採用者

入力期間：2019年12月13日（金）～2020年1月30日（木）

※ 2019年12月28日（土）～2020年1月5日（日）は入力できません。

注意事項：

1. 「D-奨学金振込みの継続の確認」の質問で「奨学金の継続を希望しません」を選択した場合、3月までの貸与（4月以降振込なし）で辞退となります。入力後の変更はできません。

(1) 下記の場合は、「奨学金を希望します」で入力のうえ、後日異動願（退学、休止、辞退）の提出又は停止の措置を受けてください。

- ① 休学、留年、留学等により今後、奨学金が休止・停止となる場合
- ② 予定（退学、辞退等）が決まっていない、辞退するか迷っている場合

※ 入力後、辞退へは変更できますが、辞退から継続に変更することはできません。

(2) 大学院第一種奨学生で上記「継続を希望しません」を選択した場合、特に優れた業績による返還免除は2019年度（2019年12月下旬から掲示予定）申請対象者となり、次年度以降の申請はできません。

(3) 学振特別研究員採用内定者で、本通知を受け取った方は、下記 URL を参照のうえ、辞退の異動願を提出してください。継続願の提出は不要です。

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_01_08.html

2. 「H-経済状況」の「あなたの2018年12月から2019年11月の収入と支出の差額」が30万円以上ある場合、4月以降に本部奨学チームの担当者が面談のうえ、奨学金の減額（または辞退）を求めることがありますので、入力前に確認のうえ、慎重に行ってください。

3. 併用貸与者は、一種と二種それぞれについて入力してください。

問い合わせ先：※12/27～1/5は年末年始のため窓口休止となります。

〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学本部奨学厚生課奨学チーム（本郷キャンパス学生支援センターM階） 9:00～17:00

E-mail: syougaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp TEL: 03-5841-2520